

3 行政庁への届出

沖縄県知事の許可・免許を受けている場合は、沖縄県に届出手続をしてください。
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、沖縄総合事務局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問い合わせ先	備考
沖縄県知事	建設業者	北部土木事務所庶務班	持参（窓口提出） 又は郵送	0980-53-1255	正本1部 副本1部 合計2部の届出が必要です。 ・問い合わせは 沖縄県土木建築部 土木企画課（098-866-2384）まで
		中部土木事務所庶務班	持参（窓口提出） 又は郵送	098-894-6510	
		南部土木事務所庶務班	持参（窓口提出） 又は郵送	098-866-1145	
		宮古土木事務所総務用地班	持参（窓口提出） 又は郵送	0980-72-2769	
		八重山土木事務所総務用地班	持参（窓口提出） 又は郵送	0980-82-2217	
	宅地建物取引業者	沖縄県土木建築部 建築指導課	持参（窓口提出） 又は郵送	098-866-2413	正本1部提出してください。
		北部土木事務所建築班	持参（窓口提出） 又は郵送	0980-53-2010	
		中部土木事務所建築班	持参（窓口提出） 又は郵送	098-894-6513	
		南部土木事務所建築班	持参（窓口提出） 又は郵送	098-866-1762	
		宮古土木事務所建築班	持参（窓口提出） 又は郵送	0980-72-2769	
国土交通大臣	建設業者 宅地建物取引業者	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	郵送又は 持参（窓口提出）	098-866-0031	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○県を経由せず、直接沖縄総合事務局に提出して下さい。 （郵送送付先）〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

4 届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行う必要があります。
期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※ 休日の場合は翌営業日になります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課（電話）03-5253-8111（代表）
URL: <http://www.mlit.go.jp>（HPTトップのトピックス内「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。）

○都道府県連絡先：沖縄県土木建築部住宅課・土木企画課・建築指導課（電話）098-866-2333

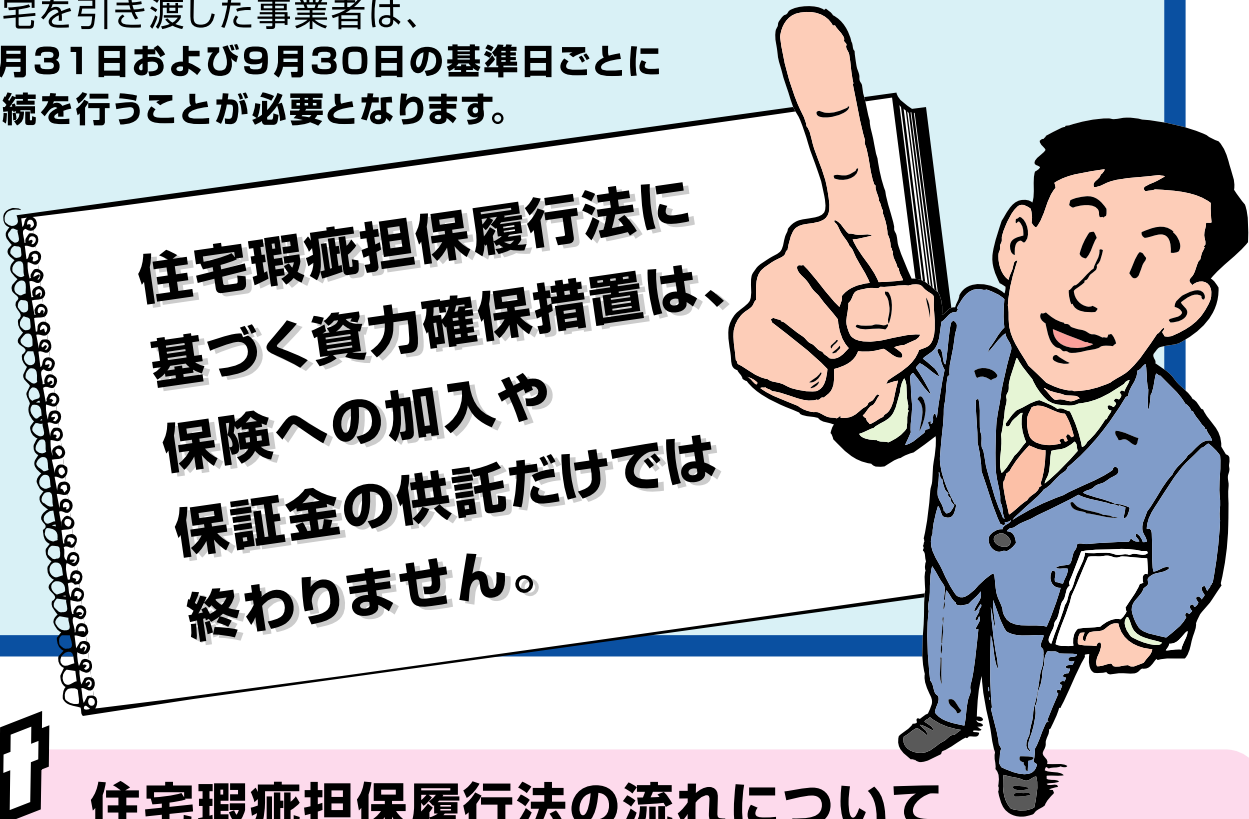
新築住宅を供給する事業者の方への大切なお知らせ

沖縄県版

住宅瑕疵担保履行法 ～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

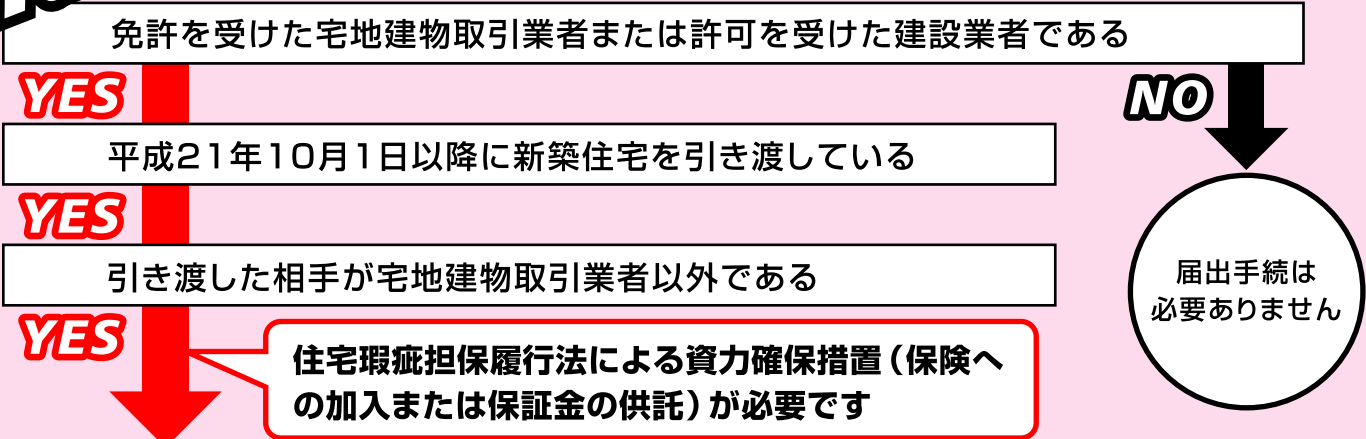
基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出手続を行うことが必要となります。



Start

住宅瑕疵担保履行法の流れについて



届出手続が必要です

届出手続に必要な書類

- ✓届出書
- ✓引渡し物件一覧表
- ✓保険契約締結証明書または供託書の写し
（保険加入の場合）（供託の場合）

パンフレット中面をご覧ください

住宅瑕疵担保履行法では、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。

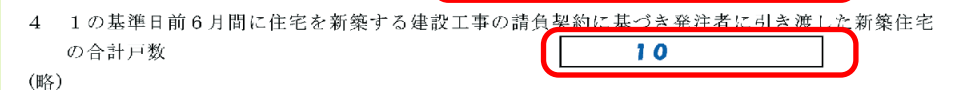
準備 保険証券の発行

1
保険契約締結証明書
および明細の確認

2 届出書の作成

3
行政庁への届出
裏表紙をご覧ください

4
**届出期間は
基準日から3週間以内**
裏表紙をご覧ください



印

合計	10
----	----